

スタインワルネル著「北米合衆

國の人種政策」

横田 年抄譯

本編はB. Steinwallnerが「Fortschritt der Erbpäthologie Rassenhygiene und ihrer Grenzgebiete」第三卷第三號に掲載したものを抄譯したものである。

北米合衆國には次に擧げる三群の異民族が存在し、合衆國の人種政策は之等の異民族を問題の對象としなければならぬ。

- 1 アメリカインディアン等の原住民族
- 2 十七世紀初頭から奴隸として輸入されたニグロ
- 3 前世紀半頃から移住した少數民族(日本人、支那人、メキシコ人、ゲルマン族ならざる南歐及東歐よりの移民)

北米の人種政策に於てニグロは主役を勤めたが之は今日に於ても最も重要な問題である。彼等は一六一九年から經濟的事情の爲大量に北米に輸入され就中南部に於て奴隸として使役された。次で一七七七年から奴隸解放が始つた。併し憲法が發布された一七八九年に尙約七五〇、〇〇〇人の黒人奴隸が存在してゐた。憲法には黒人の法律上の身分に關し何等有效な規定が無かつたのである。之に關聯した憲法の條文は二重の意味に解釋された爲にニグロの多い南部諸州では奴隸制度が尙許可されてゐるかの如く解し、北部諸州では之と反對の見解を持つてゐた。此の法律上の解釋の不明瞭なる結果南部諸州が離反し次でリンカーンは戦争を起して再び南部を統一した。内亂の結果として奴隸制度は全く廢止され、更に一八六五年の第

十三回憲法改正により「奴隸制度及び自由意志に反する隸屬はアメリカ合衆國內に於て許可せず。犯罪に對する刑罰としての奴隸も許可せず。犯罪は合理的處理により判決す」と規定された。此の當時北米には既に五百萬人の黒人が存在し、解放されたのである。次で解放されたニグロの法律上の身分の規定により黒人問題の發展が特徴づけられた。茲に重要なは一八六五年四月九日附の第一民法であつて、次の如き規定がある。「合衆國に生れ、外國の權力に從屬せざる者は課税せられざるアメリカインディアンを除き合衆國市民と解す。市民たる者は如何なる種族も、有色人種も、又既往に於ける奴隸たる身分に關せず、合衆國の各州及領域に於て次の同等の權利を保有す……」

次で一八六八年七月二十八日附第十四回憲法改正により憲法力を以て平等權が記録されたが、就中人種法として次の條文は注目に價する。「合衆國に生れ又は歸化し合衆國政府に從屬する者は總て合衆國市民たると同時に其の住所を有する州の市民とす。州は合衆國市民の權利を左右するが如き法律を制定する事を得ず。合理的なる法律上の根據あり、合法的の處理を認めらるゝ場合に於ても州は個人の生命、自由權、財産權を左右する事を得ず。如何なる州も其の行政力の下にある個人に對し法律上の平等なる保護を拒否する事を得ず。」次に一八七〇年三月三十日の第十五回憲法改正は總ての異民族に對し合衆國市民たる限り選舉權、投票權を許可した。

上述の諸規定により合衆國の異民族殊にニグロは白人市民と共に完全なる法律上の平等權を有するのである。併しながら人種政策上非常に興味のある事は、今や現實の状態は平等思想に支持された根本方針の規定する處とは全く別の様に發展したのである。次に合衆國に於ける特徴のある人種政策に就て述べやう。

一 白人と異民族間の混血結婚禁止規定及び結婚外性交
禁止規定（人種交混法）

合衆國の三十州に於て特殊の混血結婚禁止規定がある。尙、二、三の州に於ては白人と異民族との間の結婚外性交禁止が規定されてゐる。何れも州により非常に種々様々である。之を一覽表にして掲げると次の如くである。

州名	混血結婚禁止規定	制定年度	罰則
アラバマ	白人對ニグロ又はニグロ混血兒結婚禁止(以下同様)	一九二三	禁錮 一年以上七年以下の罰金又は兩者
アリゾナ	コーカサス人種又は其の子孫對ニグロ・蒙古人・インディア人及び其等の子孫	一九二八	六箇月以下の禁錮又は罰金又は兩者
アーカンサス	白人對ニグロ又はムラット(白人と黒人の混血)	一九二二	一年以下の禁錮
カリフォルニア	白人對ニグロ・ムラット・蒙古人・マレー人	一九二九	無し
コロラド	白人對ニグロ・ムラット	一九二二	二年以下の懲役又は罰金又は兩者
デラウェア	白人對ニグロ・ムラット	一九二七	百弗以下の罰金、拂はぬ時は三十日以下の拘留
フロリダ	白人對ニグロ・八分の一以上のニグロの血液を有する混血兒	一九二七	十年以下の禁錮又は千弗以下の罰金
ジョージ	白人又はコーカサス人種對ニグロ・アフリカ人・インディアン・印度人・蒙古人・日本人・支那人等の血を僅かたりとも有する者	一九三〇	六箇月以下の禁錮又は一年以下の懲役又は以上二、三を同時に科す
アイダホ	白人對蒙古人・ニグロ・ムラット	一九一九	六箇月以下の禁錮又は三百弗以下の罰金
インディ	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九二六	一年以上二年以下の禁錮及び百弗乃至千弗の罰金
ケンタツ	白人對ニグロ・ムラット	一九二二	罰金、罰を受けたる後性交を續続した場合は三箇月以上一年以下の禁錮

スタインワルネル著「北米合衆國の人種政策」

ルイジア	コーカサス人種即ち白人對インディアン・有色人種・ニグロ	一九二〇	一箇月乃至一箇年の禁錮
マリ	白人對ニグロ又は八分の一以上のニグロの血を有する混血兒	一九二四	一年半以上十年以下の禁錮
ミシシ	白人對ニグロ・蒙古人・ニグロ或は蒙古人の血を八分の一以上有する混血兒	一九三八	五年以下の罰金又は兩年以下の禁錮又は兩者
ミズー	白人對蒙古人・ニグロ・八分の一以上のニグロの血を有する混血兒	一九二九	二年以下三箇月以上の罰金又は兩者
モンタ	白人對蒙古人・僅かたりともニグロの血を有すると認め得る者	一九二二	五百弗以下の罰金、又は六箇月以上の禁錮又は兩者
ネブラ	白人對八分の一以上のニグロ・日本人・支那人の血を有する者	一九二二	百弗以下の罰金又は六箇月以下の禁錮
ネバダ	白人對ニグロ・蒙古人・マレー人	一九二二	六箇月以上一年以下の禁錮又は五百弗乃至千弗の罰金又は此の兩者
ノリス	白人對ニグロ又はインディアンの血を八分の一以上有する者	一九三一	四箇月以上十年以下の禁錮又は罰金
ノリス	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九二三	十年以下の禁錮又は二千弗以下の罰金又は兩者
オクラ	白人對ニグロ	一九三一	五百弗以下の罰金一年以上五年以下の禁錮
オレゴ	白人對四分の一以上のニグロ又は支那人の血を有する者、二分の一以上のインディアン又はカナカ人の血を有する者	一九三〇	三箇月以上一年以下の禁錮
ソリス	白人對ニグロ・インディアン・ムラット・メステイット(混血の一種)	一九二二	五百弗以上の罰金、又は一年以下の禁錮又は兩者
ソリス	コーカサス人種對ニグロ・蒙古人・朝鮮人	一九二九	千弗以下の罰金又は十年以下の禁錮又は兩者
テネ	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九一七	一年以上五年以下の禁錮
テキサ	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九二五	一年以上五年以下の禁錮

州名	結婚外性交禁止規定	年 度	罰 則
ウター	白人對ニグロ又は蒙古人	一九一七	六箇月以下の禁錮又は三百弗以上の罰金
ヴァージニア	コーカサス人種對僅かたりともニグロの血を有する者、十六分の一以上のインディアンの血を有する者	一九三〇	二年以上五年以下の禁錮
ウェストヴァージニア	白人對ニグロ	一九二三	一年以下の禁錮及び百弗以下の罰金
ワイオミング	白人對ニグロ・ムラット・蒙古人・マレー人	一九二〇	百弗乃至千弗の罰金又は一年以上五年以下の禁錮又は兩者
アラバマ	白人對ニグロ・ニグロ混血兒	一九二三	混血結婚禁止規定に準ず
フロリダ	白人對ニグロ又は八分の一以上のニグロの血を有する混血兒	一九二七	一年以下の懲役又は罰金
ルイジアナ	コーカサス人種對インディアナ・有色人種・ニグロ	一九二〇 一九二五	一年以下の禁錮
ネバダ	インディアナ對有色人種 又はニグロ 白人對ニグロ・蒙古人・マレー人	一九二二	百弗乃至五百弗の罰金又は六箇月以上一箇年以下の禁錮又は兩者
ソースダコタ	コーカサス人種對ニグロ・蒙古人・朝鮮人	一九二九	千弗以下の罰金又は十年以下の禁錮又は兩者

此の他の州は混血結婚禁止規定を有しないが、其の内數州は非常に多くの黒人人口を有してゐる。

之等の混血結婚禁止規定は白人と異民族の間に結ばれた婚姻は無効なりと規定してゐる。場合により之から生れた子供は私生兒として取扱はれ、相続權を認められぬ事がある。多くの法律に於て、意識して宗教的の結婚式を舉行したり、違法の混婚を行はんとする男女に對し結婚證明書を發行したりする事に對し多かれ少かれ罰則が設けられてゐる。更に自己の州に於ける禁止法を避ける爲他州に於て混婚を結んだ者に對し混婚禁止に對する罰則を適用すると規定してある法律が一〇ある。混婚未遂も屢々罰せられ

る。

勿論既に人々は斯かる混血結婚禁止法の憲法適合性に對し疑問を抱き論議した。即ち之が合衆國市民の權利に影響し第十四回憲法改正に違反しはせぬかと云ふのである。併しながら最高法廷の判決に於て混血結婚禁止法は全く憲法に適合してゐると常に決定されてゐる。例へば一八七七年アラバマ州の最高法廷に於て次の如き判決が下つた。「婚姻は家族法の制度であり社會と秩序は之に基いてゐる。婚姻は一般の安寧の爲に州の最高の權力を以て規定される。最近制定された改正憲法に對し我が州は合衆國の一州として之に従ひ、市民に對し參政權を保證せんとする。併し我が州は今日迄家族法の事務を掌る爲有してゐた確實なる權力を放棄する事を望まぬ。」と。一八八一年同法廷は又次の如き判決を下した。「結果は兩民族の混合を來し混血人口と退化文化の發生を來す。之は健全なる政治により阻止さるべきものであつて、此の健全なる政治は社會と國家が最も注意してゐる處である。」と。ヴァージニアの最高法廷は一八七八年次の如く宣言した。「風俗の純潔の保持と、二つの民族の道德的肉體的の幸福と我が南部地方の文化の進歩の爲に、二つの非常に差異のある民族は各自の範圍の内に於て神の與へ給うた運命を分ち之を果さねばならぬ。神と自然が禁止してゐると看做される處の甚だ不自然な關係は積極的な法律を以て例外なく拒否されねばならぬ。」最後に合衆國最高法廷は此の混血結婚禁止法の憲法適合性を記録した。(一八八八年 *Maynard v. Hill* の判決)

今日此の法律の憲法適合性に對する疑問は存在しない。併しながら此の法律は州により非常に種々様々であり殊に二、三の法律は非常に不明瞭な又、民族生物學的に一樣に解釋出來ない表現の爲、實地に色々の困難を伴ふ事は更に不思議はない。之に加ふるに十八箇州に於て

斯かる法律は存在しない爲に、此の規定を有する州に於ても法律は非常に實效性に乏しいものとなつてゐる。即ち二人の種類の異なる結婚希望者は混婚を禁じてゐない州に逃避して結婚する事が出来るのである。最も重大な缺陷は、四十三箇州に於て異人種間の結婚外性交を禁止してゐない爲、結婚外混血に對する扉が開かれてゐる事である。實際私生兒のムラット（白人と黒人との混血兒）の數は莫大なものである。

二 移民制限法

近來北米合衆國は異民族移民の防止を目的とする法律を制定した。

先づ一八八二年五月六日支那人排斥法を制定し學生、觀光客を除く總ての支那人の移民を禁止した。

次で一九〇七年合衆國政府は日本と紳士協約を結び日本人移民を防遏した。

一九一七年二月五日重要な移民制限法を制定した。之によりアジア州の一定區域の土着民族は學生、外交官、宗教家等を除き合衆國に入國する事が出来なくなつた。制限地帯はオーマン・東アフガニスタン・英領印度（ベルチスタンの一部を除く）・ネパール・プータン・露領トルキスタンの一部・西支那・シヤム・佛領印度支那・マレイ半島・セイロン島・スマトラ・ボルネオ・セレベス・チモール・ニューギニヤ・印度洋及太平洋の小島である。

移民に關する最後の法令は一九二四年五月二十六日付で發布された移民法（ジョンソン法）である。此の法律は特に次の如く規定してゐる。

第十三條

歸化權を有せざる外國人は合衆國に入國する事を得ず。（此の爲アフリカ人を除く總ての有色人は入國出来ない）學生等は此の限りに非ず。許可

されたる移民は之を非歩合移民と歩合移民に分つ。カナダ・ニューファウンドランド・キューバ・パナマ運河地帯・中米・南米よりの移民は前者に屬し、世界の他の部分よりの移民は後者に屬す。

第十一條

一九二七年七月一日より各國に對する一年間の歩合移民制當數を一九二〇年に於ける各國の北米移民數の同年に於ける總移民數に對する割合を以て歩合移民總數十五萬を配分して決定す。各國は最低百人以上の移民を許可せらる。移民には曾て奴隸として輸入されたる人々の子孫を含まず。（之によりアフリカよりの黒人移民を拒否す）英・佛等よりの移民に對しては南及東歐羅巴の諸國に比し三倍の歩合を許可す。

メキシコ人はその十分の一は白人、十分の三はインディアン、十分の六はインディアンと白人とニグロの混血であるが移民に關しては此の間に歩合の制限はない。

尙、一九三三年合衆國市民に非ざる比律賓人の移民は毎年五十人づゝに制限された。

一九〇六年六月二十九日の合衆國法により歸化に關する制度が定つた。北米の市民となり得る者は自由なる白人の外國人及びアフリカ生れの者又は其の子供たる外國人である。如何なる外國人が白人に屬するかに就ては細目の規定がない。又アフリカ生れの者及び其の子供に就ての解釋にも論及してゐない。併し合衆國最高歸化委員會は慣例により詳細に之を規定してゐる。即ち、合衆國外領域のインディアン、前述の移民法の制限區域の住民たるアジア人・日本人・支那人及び比律賓人は歸化權が無い。之に反し總てのメキシコ人及びハワイ市民は歸化權がある。

三 選 舉 權

第十五回憲法修正はニグロに對し明確に選舉權を許可してゐるが、實際には彼等は尙之を有してゐない。二、三の州は選舉權の實施を非常に嚴重な種々の條件（例へば居住期間、納税、資産、品行、教養、理解力、性格等）に適つた者のみに許可する爲、比較的僅かの有色人しか之に合格する事が出来ない。之に加ふるに合衆國に於ては選舉權に對する條件として民主黨か共和黨の黨員たるを要するのであるが兩黨ともニグロを黨員から除外してゐる。

四 人種差別的學校法

二十箇州（大部分南部）の憲法及び二、三の州の簡単な法令は學校に於ける完全なる人種分離を規定してゐる。之等の州に於ては白人、黒人或は有色人を別個に收容する學校のみ許可される。一、三の異人種人口の移薄な州に於ては人種分離の學校組織は地方の學校官廳の裁定に委任されてゐる。他の十州に於ては憲法又は簡單なる法令により人種又は皮膚の色に就き考慮する事を嚴禁してゐる。最後に二、三の州に於ては學校制度に於ける人種差別の法律又は差別禁止の法律は存在しない。勿論人々は總ての米國市民に入學許可其他學校制度に關する平等權を規定してゐる第十四回改正憲法に論及し、學校制度に於ける人種的差別を規定せる各州の法律の憲法適合性につき屢々論議した。然しながらかかる憲法適合性は一九二七年合衆國最高法院に於て承認された。唯、判決に於て、種々の人種に對し分離された學校制度は總て同價値なるべき旨要求された。

併しながら現實に於ては白人と有色人とに分離された學校は平等でな

い。例へば異人種に對する學校建築物は白人のそれに比し多く價値の低いものである。

五六

五 其他の人種差別法

合衆國の總ての市民は契約を結び之を履行する事或は相續、賣買等に就き平等なる權利を有する事は明かである。第十四回憲法改正は、州は合衆國市民の權利殊に自由又は財産を正當の理由なくして制限する如き法律を制定する事を得ずと宣言してゐる。之により北米に於ける異民族市民は少くとも財産法に關しては白人と全く同等の權利を有する筈であるが、事實は決して其の通りではない。

就中茲に必要なのはジム・クロー法（一八八〇年乃至一九〇〇年に於て制定さる。一部は尙其後發布さる。）である。此の法律は交通制度に關聯し、有色人と白人とに對し分離された室と車に就き規定してゐる。例へばマリーランド州の法律を引用して見やう。（一九二四年マリーランド州 Annoted Code Art. 27）

「四三二條

旅客運送の車體を有する總ての鐵道會社は白人と有色人に對し夫々分離されたる客車を備ふべし。一つの客車に於て堅牢なる壁を以て分たれたる夫々戸口を有する各部分分離されたる車と看做す。分離されたる客車には白人又は有色人に對し指定されたる車なる事を明示すべし。

四三三條

鐵道會社は之等の客車の價値・快適・設備に於て差別又は不平等をなすべからず。

四三四條

四三二條及び四三三條の命令に従はざる鐵道會社は違法行爲を爲したるものと看做す。各違反に對し三百弗以上千弗以下の罰金を課す。

四三五條

鐵道會社の管理人及び監督者は白人又は有色人の旅行者を夫々指定されたる客車に入らしむべく命ずべし。旅客若し之を拒みたる時は管理人及び監督者は其の旅行を拒否し、列車より退去せしむる權利を有す。指定されたる客車に乗車する事を拒みたる旅客は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に對し五弗乃至五十弗の罰金、又は三十日以上禁錮又は此の兩者を課す。

四三六條

四三五條に於て命ぜられたる義務を怠り又は拒否したる管理人又は監督者は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に對し二十五弗以上五十弗以下の罰金を課す。

同様の規定が船舶、市街鐵道其他種々の施設に就ても存在する。例へばヴァージニア法を見ると(一九三〇年ヴァージニア法典一七九六章)「總ての人、組織、團體にして公衆用の劇場・オペラ・映畫其他の娯樂、集會等の設備を有し、白人も黒人も之に出入する場合、之等の人、組織、團體は白人と黒人を區別し、各々に對し特定の席を設くべし。本規定に違反せる場合は百弗以上五百弗以下の罰金に處す。」と規定してゐる。

ジム・クロウ法の憲法適合性に就ても人々は屢、論議した。併しながら此の憲法適合性は法廷に於て度々承認され、就中合衆國最高法廷に於て一八九六年 *Plessy v. Ferguson* の判決により確定された。此の判決の内、次の簡條は興味がある。

「第十四回憲法改正の目的は勿論兩民族の絶對的平等を法律に導入する

スタインワルネル著「北米合衆國の人種政策」

事であつた。併し皮膚の色に基く區別を取除く事を企てる事が出来ないのは當然である。兩民族にとり不満足なるべき兩民族の社會的平等と混合を強制する事は立法者の意志に反する事とならう。兩民族が互に接觸する場所に於て兩民族の分離を許可し或は規定する事は一民族の劣等性を必然的に假定することとはならぬ。かかる法律の制定は例外はあるが一般に警察力を使用する爲の立法府の権限内にある一手段なる事を認められてゐる。」

其他合衆國の有色人種は實際社會に於て非常な不利益と不平等を経験してゐる。二、三の南部の州に於て企てられた試み、即ち法律により白人と有色人との住所を分離する事を規定せんとする事は合衆國最高法廷の態度により不成功に終つた。(一九一七年 *Buchanan v. Warley* の判決)之に反し前述の目的を達せんとする家屋持主の協定は許可された。

北部及び中部諸州に於て法律による平等宣言があり、之により一定の地域に於ては旅館・理髮所・靜養所等に於てニグロは白人と全く平等なる事が規定してあるが、實際には旅館の經營者は己れの心に適つた人とのみ契約を結ぶ法律上の權利を有する爲、黒人なる故に拒否したと云ふ口實を用ひずして有色人との契約を拒否する事が出来る。

曾て黒人は裁判上の證言權及び證言義務に於て制限を受ける傾向があつたが、今日は總て之等の制限は撤廢された。併し今日尙實際に於ては有色人の證言に對し餘り重きを置かれぬ。陪審員から有色人を除外する事は一八七九年の合衆國裁判により憲法違反なりと宣告された。併しながら陪審員となる事の出来る者は選舉權を有する者のみである爲有色人は此の條件を滿す事が出来ず従つて實際に於ては有色人は陪審員となる事が出来ない。判事其他の官職に對しても亦人種法的制限はない事となつてゐるが

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢、白人よりも重く罰せられる。

リンチ(私刑)の問題は更に興味がある。曾て非常に屢行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢、私刑を受けた。一九二二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反對に會つて否決された。併し一九二〇年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に参加した者及び之を擁護した警察官、刑務

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐない。最後に人種法に見るべき事として、僞つて故意に白人をニグロの子孫なりと言つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。

ナチス人口政策の主要法令公布年表 (一九三九年九月二日まで)

(埋め草)

- 一九三三年**
 - 一月三〇日 アドルフ・ヒットラーライヒスカンツラーとなる
 - 二月一日 第一次四年計畫
 - 二月二〇日 従來の郊外移住助成策に關し新規則を公布
 - 六月一日 結婚助成法(失業救済法の第五章)結婚資金貸付制度として知らる
 - 六月二〇日 結婚資金貸付許可に關する施行令
 - 七月一四日 遺傳病的子孫防止法
 - 七月二六日 獨逸農民層の再生に關する法律
 - 八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令
 - 九月二九日 世襲農地法
 - 十月二四日 國際聯盟脱退
 - 十一月二四日 常習惡徳犯罪者取締法
 - 十二月二日 結婚資金貸付許可に關する第四次施行令
- 一九三四年**
 - 三月二八日 結婚助成法中改正法律
 - 十月一六日 所得税法中改正法律
 - 〃 相續税法中改正法律
- 一九三五年**
 - 一月二四日 結婚助成法中第二次改正法律
- 三月一日 ザール地方の歸屬
- 六月二六日 勞働奉仕法
- 九月一五日 多子家族扶助令(一時的扶助金給付制度)
- 九月一五日 國民血統保護法(ユダヤ人との結婚を禁止)
- 十月一八日 結婚保護法(結核等の重症傳染病患者、禁治産者、精神病患者の結婚を禁止)
- 一九三六年**
 - 三月七日 ライン進駐
 - 三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第五次施行令、多子家族扶助令中改正令
 - 九月九日 第二次四年計畫
- 一九三七年**
 - 三月一〇日 結婚資金貸付許可に關する第七次施行令
 - 八月三十一日 多子家族扶助第六次施行令(繼續的扶助金給付制度を加ふ)
 - 十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律
- 一九三八年**
 - 三月二日 獨逸合邦
 - 三月一三日 多子家族扶助第七次施行令(更に累加繼續的扶助金給付制度を加ふ)
 - 三月三〇日 結婚助成法及び多子家族扶助令等の舊埃太利への適用令
- 五月二〇日 國民血統保護法の埃太利への適用令
- 七月六日 婚姻法(埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律)
- 七月七日 農村地方人口助成法(結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定)
- 七月二七日 婚姻法の施行竝に補足令
- 九月二八日 婚姻法第二次施行令
- 九月二九日 ミュンヘン會談
- 十一月二日 ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律
- 十一月二五日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令
- 十二月二日 婚姻法のズデーテン獨逸地方への一部適用令
- 十二月二七日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令
- 一九三九年**
 - 二月一七日 所得税法中改正法律
 - 三月一五日 ポヘミア及モラヴィア保護領となる
 - 三月二三日 スロバキアとの防衛協定なる
 - 三月二七日 梅メル地方の再歸屬に關する法律
 - 五月七日 獨逸軍部同盟成立
 - 七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラヴィア兩保護領に於ける獨逸國民への適用令
 - 九月一日、ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波進軍開始